南幌町町民意見提出(パブリック・コメント)制度実施要網の考え方

<平成18年9月20日施行段階>

(目的)

第1条 この要綱は、町民意見提出 (パブリック・コメント) 制度に関して必要な事項を定め、町の基本的な政策等に対して町民等が意見を述べる機会を保障することによって、政策形成過程への町民参加を推進し、多様な意見、情報、専門的知識等を積極的に町政に反映させるとともに、町民への説明責任を果たし、本町の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

- ① 「パブリック・コメント」とは、中央省庁等改革基本法において「政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、重要な政策の立案に当たり、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、専門家、利害関係人その他広く国民の意見を求め、これを考慮してその決定を行う」制度とされています。
- ② 地方分権型社会への移行に伴い、地域のことは地域が自らの責任において自主的に決定することが必要になります。そこで、各自治体には、住民の行政に対する理解と信頼を高め、住民の行政への参加や行政との協働(パートナーシップ)を進める仕組みづくりが求められています。
- ③ 本町が町民意見提出(パブリック・コメント)制度を導入する目的は、町民等(以下、「町民」と略します。)に信頼される町政を目指して、意思決定前の政策等の案の公表を行い、町民の多様な意見・提言・情報等を広く聴くことによって、町民の立場に立った、より質の高い政策を立案・決定することにあります。また、同時に町民の疑問や意見等に対する町の説明の機会を確保することで、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目指しています。

(定義)

- 第2条 この要綱において「町民意見提出(パブリック・コメント)制度」とは、町民の生活に大きな影響を及ぼす政策や施策、条例等の策定に当たり、政策等の案の趣旨、目的、内容等を公表して広く意見及び提言、情報等(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及び町が検討を加えた経過、最終的な意見等の反映結果を公表する一連の手続をいう。
- 2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、 農業委員会をいう。
- 3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 町内に住所を有する者
 - (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
 - (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 町内に存する学校に在学する者
 - (5) 本町に対して納税義務を有する個人及び法人
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、本手続に係る事案に利害関係を有する個人、法人その他の団体

【考え方】

- ① パブリック・コメント制度は、町の政策等の案に関する情報を単に提供するのではなく、町が最終的な意思決定を行う前に具体的な政策等の案を町民の皆さんに公表して意見を募集するとともに、提出された意見が当該政策等の案に反映できるかどうかを検討するものです。そして、政策等の案の最終的な意思決定後に、意見の採用、不採用にかかわらず、提出された意見とそれに対する町の考え方(検討結果)を公表する一連の手続をいいます。
- ② この手続は、あくまで政策等の案の内容をより良いものにするため、町民の皆さんから 意見を募集し、意思決定を行う際の参考とするものであり、案件について賛成か反対か を問うことをしたり、賛否の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票に類似する制 度ではありません。この制度では、多数意見も少数意見も一意見として扱いますが、提 出された意見等を必ず取り入れるということではありません。
- ③ 「実施機関」とは、パブリック・コメント制度の手続を実施する町の機関をいいます。この手続を町政全般に適用させるため、議決機関である議会や審査機関(監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会)を除く町の機関すべてをこの制度の実施機関に位置付けます。

教育委員会の事務に係る条例についての実施機関については、地方自治法第149条の規定により条例の提案権は町長に専属するので、町長となります。

議会(議会事務局)については、行政の執行機関ではなく、「議決」という権能を通じて条例制定権を持ち、あわせて執行機関のチェック機能を持つ機関であることから除外しています。議会との関係は、議会制民主主義のもと、町が政策等の素案の考えをまとめる際には広く町民の意見を聞いて議会審議の参考となる、より質の高い原案を作成することと、その策定過程を透明にする必要があります。

なお、実際にこの手続を行う実施主体は、実施機関が町長の場合は町長部局の各所管課等ということになります。

(対象)

- 第3条 本手続の対象となる町の基本的な政策等(以下「政策等」という。) の策定は、次に掲げるものとする。
 - (1)総合計画等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く 町民生活に影響を与える政策等の基本方針その他基本的な事項を定める 計画の策定又は改定
 - (2) 町の基本的な制度及び方向性を定める条例等の制定又は改廃
 - (3) 広く町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例、 規則、行政指導の指針等(金銭徴収に関するものを除く。)の制定又は 改廃
 - (4) 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定 又は重要な変更
 - (5) その他制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、町民生活への影響等を勘案して、本手続を実施することが適当であると実施機関が認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは本手続の対象としないことができる。
 - (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 国、道等の上位計画などとの整合性を図るため、町の裁量の余地が少ない政策等
 - (3) 意思決定を行う際に意見聴取の手続が法令等で定められているもの
 - (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定 基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関(以 下「附属機関等」という。)が、この要綱に準じた手続きを経て策定した 報告若しくは答申等により策定するもの、又は実施機関がこの要綱に準 じた手続を経て策定した諮問等に基づく附属機関等の報告若しくは答 申等により策定するもの
 - (5) 地方自治法第74条第1項の規定により直接請求された条例の制定案 又は改廃案

【考え方】

- ① 具体的な計画等が、この要綱の対象となるかどうかは、実施機関がこの要綱の目的に基づいて判断し、実施機関がその判断の説明責任を負います。
- ②「基本的政策を定める計画」とは、総合計画の基本構想などの政策の基本計画等のことで、「個別行政分野において広く町民生活に影響を与える政策等の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、全町域を対象として町の施策展開の基本方針や方向など基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想やプラン、指針等といった名称は問いません。

なお、町の裁量の余地のないもの、特定の地域を対象としたものや個別の事業の実施計画は除きます。

- ③ 「町の基本的な制度及び方向性を定める条例等」とは、町の将来ビジョンを示したもの や情報公開条例、個人情報保護条例などのように、町政全般についての共通の制度を 定めるものをいいます。
- ④「広く町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例、規則、行政指導の指針等」とは、地方自治法第14条第2項(普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。)に基づく条例が該当します。なお、「金銭徴収に関するものを除く」とは、財政に与える影響について十分な検討のないまま負担軽減を求める意見が多く提出され、

安易に修正すると、町の財政的基盤を揺るがすおそれがあるとした地方自治法第74条第1項により、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定又は改廃が直接請求の対象になっていないことなどを踏まえ、この手続の対象から除きます。

また、行政内部のみに適用されるもの、あるいは補助金交付要綱のような行政サービスに係るものは対象としません。

- ⑤ 「広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画」については、広く 町民の利用が予想される施設の整備に係る理念や機能などを定める計画をいいます。
- ⑥ 「迅速性若しくは緊急性を要するもの」とは、本手続に係る所要時間の経過等により、 その効果が損なわれるなどの理由で本手続を行ういとまがない場合をいいます。
- ⑦「軽微なもの」や「町の裁量の余地が少ない政策等」とは、大幅な改正または基本的な 事項の改正を伴わないものや上位法令等にその内容が詳細に規定されており、実施機 関の裁量の余地がないものなどをいいます。
- ⑧ この要綱に定める手続と類似した意見聴取の手続が法令等に定められている場合は、その法令等が規定する方法で意見聴取を行えば、パブリック・コメントを行ったものとみなすものです。
- ⑨ 附属機関等(いわゆる審議会などをいいます。)の答申等を受けて意思決定する場合で、附属機関等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等の場合、同様の案について手続を繰り返すことは、費用対効果や効率性の観点から望ましくないと考えられることから、改めてこの要綱の定める手続を経ないで意思決定することができるものとします。

また、実施機関が諮問の策定段階で、この要綱に定める手続に準じた手続を経た場合も除外します。

⑩「地方自治法第74条第1項の規定により直接請求された条例の制定案又は改廃案」とは、例えば町民から住民投票条例の制定について直接請求され、町民が作成した条例案を議会に上程する場合をいいますが、この場合は住民投票条例の可決について議会が審議することになりますし、行政が立案した条例ではなく、選挙権を有する町民の50分の1以上の連署をもって請求された条例となりますので、民意も反映されていると判断し、基本的にはパブリック・コメントを行ったものとみなします。

(政策等の案の公表等)

- 第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定 の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならな い。
- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に 掲げる資料を公表するとともに、当該資料の内容が容易に理解されるよう努 めなければならない。
 - (1)政策等の案を作成した趣旨及び概要。ただし、南幌町情報公開条例(平成12年条例第33号)第6条及び第7条に規定する情報については、この限りでない。
 - (2) 法令等に基づく政策等の案にあっては、その根拠法令
 - (3) 上位計画に基づく政策等の案にあっては、当該上位計画の概要
 - (4) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方
 - (5)前4号に掲げるもののほか、町民等が当該政策等の案を理解するうえ で必要な資料

【考え方】

① 政策等の案を公表するに当たっては、町民の皆さんがその内容を十分に理解した上で 意見を提出することができるようにするため、政策等の案の本体のほか、参考資料とし て、案を作成した目的及び背景等や案の概要に係る資料の公表を義務付けています。 また、政策等の案については、町民の皆さんがより理解できるような資料づくりに努め るものとします。

(公表方法等)

- 第5条 前条の規定による公表は、町広報誌への掲載、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、町のホームページを利用した閲覧等、町民等が容易に入手できる方法により行うものとする。ただし、前条第2項に規定する資料の公表は、町のホームページへの掲載並びに実施機関が指定する場所での閲覧による方法に限ることができる。
- 2 実施機関は、公表に併せて次の事項を町広報誌及び町のホームページ等に 掲載して周知を図るものとする。
 - (1)政策等の案の名称
 - (2) 閲覧場所及び資料の配布場所
 - (3) 意見等の提出期間
 - (4) 意見等の提出方法
 - (5) 意見等の提出先
 - (6) 担当部署名、問い合わせ先

- ① 公表する政策等の案や参考資料については、関心を持つ町民の皆さんが容易に入手できるようにする必要がありますので、担当所管課の窓口以外にも町の情報コーナーなどにも備え付けるほか、町のホームページに掲載します。また、町広報誌には、紙面の都合上、政策等の案の概要又は要点のみの掲載とし、参考資料等の掲載を省略できるとしたものです。
- ② パブリック・コメント手続を通じて、より多くの町民の皆さんに町の政策形成過程に参加していただくには、広く町民の皆さんに手続を周知する必要がありますので、第2項に掲げる周知事項を示したものです。

(意見等の提出期間)

- 第6条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から20日以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、実施機関は、公表の際に、当該意見等の提出期間を明示するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を 2 0 日未満とすることができる。

【考え方】

① 意見等の提出期間は、町民が政策等の案に対する検討や意見提出の準備を整える期間を考えて20日以上とします。なお、この提出期間は、あくまで目安としての期間であり、意見を募集する案件の内容の重要性や意思決定をするまでのスケジュールなどを勘案し、実施機関の判断により適宜定めるものとします。

また、緊急性を考慮し、提出期間の短縮等を行う場合は、政策等の案の公表時にその理由とともに明示することとします。

(意見等の提出方法)

- 第7条 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
 - (2) 書面の郵送
 - (3) ファクシミリによる書面の電送
 - (4) 電子メールの送信
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法
- 2 意見等を提出しようとする町民等は、住所、氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)、連絡先及び第2条第3項に掲げる提出区分のいずれに該当するかを明らかにしなければならない。

- ① 意見等の提出については、意見を明確に把握するためにも、記録に残せる方法が必要であることから、電話や口頭による意見等には対応できません。実施機関が指定する場所に直接書面を持参するか、郵送やファクシミリ、電子メール等の方法によることになります。なお、この他に実施機関が適当と認める方法も含め、政策等の案の公表の際には提出方法を明示することになります。
- ②「住所、氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)、連絡 先及び第2条第3項に掲げる提出区分」を明らかにすることについては、明記することを 意見提出の際の条件にしていますが、これは、意見の内容等を確認する必要が生じた ときに連絡が取れるようにするものです。

(意思決定に当たっての意見等の取扱い)

- 第8条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を 公表しなければならない。ただし、提出された意見等が、南幌町情報公開条 例第6条及び第7条に規定する情報に該当するときは、その全部又は一部を公 表しないことができる。
 - (1) 提出された意見等の要旨
 - (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
 - (3) 政策等の案を修正した場合においては、当該修正内容
- 3 第5条第1項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。
- 4 意見等の提出者への個別の回答は行わないものとし、提出された意見等の うち類似の意見等及びこれに対する町の考え方をまとめて公表することが できる。
- 5 意見等の提出者の氏名その他の個人情報は、公表しない。

- ① 実施機関は、町民の皆さんから提出された意見を十分に考慮し、政策等の案について最終的に意思決定をするとともに、意見については採用・不採用にかかわらず、意見に対する町の考え方及び提出された意見に基づいて政策等の案を修正した場合はその内容と理由を最終案と併せて一定期間公表します。この場合の公表の方法は、第5条第1項の方法に準ずることにします。
- ② パブリック・コメント手続は、町における情報収集手段の多様化を目的とするものであり、 住民投票に類似する制度ではありませんので、単に賛否の結論を示しただけの意見に ついては町の考え方を示すことにはなりません。
- ③ 公表の方法は、政策等の案を公表する場合に準じますが、公表する際は町民にとってのわかりやすさを重視するものとします。
- ④ 提出された意見が多数に及ぶ場合などは、類似の意見を取りまとめるなど、適宜、整理して公表することがあります。
- ⑤ 提出された意見を公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものなどについては、その全部又は一部を公表しないことができます。
- ⑥ 意見を提出されたそれぞれの方に、町の考え方を個別に返答することはありません。また、提出者の氏名などの個人情報は公表しません。
- ⑦ 意見等について、無記名等によりその差出元が不明な場合などは、実施機関の判断により意見等として取り扱わないことができます。

(構想又は検討段階での意見提出等)

- 第9条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く町民等の意見等 を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、 この要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、町民を対象とした意識調査その他適切な方法で、行政活動に 関する町民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

【考え方】

- ① 構想又は検討段階でのパブリック・コメント手続に取り組むことは、政策等の意思形成過程における町民の意見・意思を取り込む町民参加の機会として重要なことです。
- ② 第9条では、政策等の意思決定前に実施するパブリック・コメント手続に対して、それ以前の政策等を形成する構想段階や中間の検討段階でのパブリック・コメント手続を行うように努めることを規定したものです。

特に、町民生活に大きな影響を与える重要な政策等については、町民の関心度も高く、その素案が固まる前の段階で、政策等の構想段階の案を公表し広く町民等に意見を求めることは大変重要です。努力規定ではありますが、実施に努めるようここに規定します。

③ 政策等の形成過程において、審議会やワークショップ、説明会や意見交換会、町民提案の募集などの方法も考えられますが、政策等の趣旨・内容にふさわしい多様な方法により行政活動に関する町民参加を積極的に図るよう努めるものとします。

(一覧表の作成等)

第10条 実施機関は、本手続を行っている案件の実施状況の一覧表を作成 し、指定する場所及び町のホームページを利用した閲覧の方法等により町民 等に情報提供するものとする。

【考え方】

① パブリック・コメントの手続案件の一覧表を町の情報コーナーやホームページなどの閲覧方法等により町民に情報提供を行います。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等で、町民等の意見等を 反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は 適用しない。

【考え方】

① パブリック・コメントの手続は、相当の期間を要するものなので、政策等の策定過程における一連の手続の途中から、要綱事項を適用することは困難と考えられます。 そこで、制度施行日以降に施行・実施する政策等については、制度施行前に町民等の意見を反映させる機会を確保する手続を経たものは、この要綱の手続の規定は適用しないことを規定したものです。

(注意)

この資料の取扱いについて

この「南幌町町民意見提出(パブリック・コメント)制度実施要綱の考え方」は、平成18年9月20日施行段階での資料としてご覧下さい。 なお、それぞれの考え方の記載については、見直す場合がありますのでご了承下さい。

また、今後において、同実施要綱を改正する必要が生じた場合には、 第3条第2項第1号のケースを除き、パブリック・コメントの募集を行 います。